

令和8年2月26日（木）にまきの木台二丁目周辺で発生した水道管破損の影響による 濁水で放水された方の水道料金等の減免について

この度、まきの木台二丁目周辺で発生した 100 mm水道管の破損により濁水が発生し、上海老町大沢、朝明町、北山町、西大鐘町、大鐘町、西村町上条、西村町新田、中野町山条、中野町中瀬古、中野町一色、小牧町南、まきの木台の皆様にはご迷惑をお掛けし、申し訳ございませんでした。

上下水道局では、濁水が発生したエリア内にお住まいの方で、濁水が解消するまでに放水した水道使用量にかかる水道料金等について、以下のとおり減免します。

・減免の対象者について

今回の濁水が解消するまでに放水した水道契約者。

※直接上下水道局と水道の契約を締結している使用者様をご負担された水道料金等が減免対象となりますので、管理会社や所有者、管理組合等へ水道料金等をお支払いいただいている方は、減免対象外となります。

・減免金額について

減免の対象となる水量は、濁水が解消するまでに放水した水道の使用量にかかる水道料金および下水道使用料です。

減免となる水量は、お客様が申告する放水時間をもとに水道局で概算して決定します。放水量の概算方法は、お客様の使用する水道メーター口径に応じて異なります。

<減免金額の目安>

口径 20mm（一般住宅の口径）の水栓で、濁水が解消するまでに合計で約 1 時間放水。放水した水量を含む 4 月検針時に発行された「ご使用水量のお知らせ」に記載の使用水量が 30 m³だった場合。

口径 20mm の水栓は、1 時間放水した場合 1.6 m³使用したとみなし、
減免水量 = 1.6 m³ × 1 時間 = 1.6 m³ ≒ 2 m³（料金計算は小数点以下切り上げ）

2 か月あたりの水道料金・下水道使用料

【減免前】	使用水量 30 m ³	水道料金 4,564 円	下水道使用料 5,170 円	合計 9,734 円
【減免後】	使用水量 28 m ³	水道料金 4,294 円	下水道使用料 4,796 円	合計 9,090 円

水道料金は 270 円、下水道使用料は 374 円、合計で 644 円の減免

※申告いただいた放水時間について、使用状況等の確認を上下水道局が行う場合があります。

・申請方法

申請は以下のいずれかの方法でお願いします。

1. オンライン申請

Logo フォームから申請ができます。

Logo フォーム URL: <https://logoform.jp/form/7p72/1469133>



2. 書面での申請

以下の書類を提出先へ提出してください。

水道料金等減免申請書

申請書は、上下水道局ホームページからダウンロードしていただくか、下記へご連絡ください。

提出は、上下水道局窓口・郵送・FAX・メールのいずれかの方法でお願いします。

県、下野、保々地区市民センター窓口でも申請できます。

●水道料金等減免申請書の様式は3ページ目です。

提出先（連絡先）

〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局お客様センター 料金係

TEL:059-354-8355 FAX:059-354-8375

Mail:okyakusamacenter@city.yokkaichi.mie.jp

・申請可能期間

令和8年4月10日（金）まで

・申請後の流れ

①上下水道局にて内容確認を行った後に、減免額を記載した通知書を送付します。

②減免対象となる検針分の水道料金・下水道使用料がお支払い前の場合は、減額後の金額で御請求させていただきます。

③支払い済の場合は、減免額をお客様へ還付いたします。

《注意》

※申請書の提出されるタイミングによっては、減額後のお支払いではなく、一旦お支払いいただいた後に還付となる場合があります。

※クレジットカード支払いを利用されている方は、カード決済会社とのやり取りの都合上、減免後の金額でお支払いいただく今回に限り、納付書で支払っていただくこととなります。

※申請書の記入内容に不明な点がある場合は、上下水道局から連絡させていただくことがあります。

※今回の濁水発生範囲以外の方については、減免対象外です。

